

にし  
西

かた  
方

まもる  
守

学位の種類 博士(教育学)  
学位記番号 教 第 96 号  
学位授与年月日 平成12年3月1日  
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 テオドール・リットの弁証法的教育哲学研究

論文審査委員 (主査)

教授 沼田 裕之      教授 増 淵 幸 男  
教授 加 藤 守 通

## 論文内容の要旨

デオドール・リット (Theodor Litt 1880-1962) は哲学者であり、同時に、教育哲学者としても優れた業績を残している。本論文は、その教育哲学を「弁証法」の哲学として特徴付け、先行研究の到達した地点を確認しつつ、新たなリット理解を提案する意欲的な試みである。本研究の到達した視点から見ると、現代の教育が直面している様々な問題を解決するための一つの糸口を見出すことができるはずである。

リットの教育哲学はヘルマン・ノール、ウィルヘルム・フリットナー等の教育学と共に、精神科学的教育学の系譜に位置付けられる。と同時に、それはきわめて「弁証法的」であり、著者はその弁証法を「教育学の方法論」、「人間観と教育」、「出会いの教育」、「自己認識と教育」、「自然科学-科学技術-産業社会と教育」、「民主主義と政治教育」といった観点から明確にしようとするのである。

本論文は9つの章から構成されている。

第1章は序論である。ここでは問題の所在が明らかにされた後、リット自身の人生に於ける「理論と実践の弁証法」について論じられる。リット自身は哲学と教育学の対話を重視したが、そのことが著作を通して、実際の人生を通して伺える、と論じるのである。

第2章は「教育学の方法論」と題され、教育学と哲学の方法である弁証法について論じられる。リット教育学は1920年代に展開された。それはドイツの大学で「教育学」が講じられるようになった時代である。リットと共に、教育学は応用の学から次第に独自の学の道を歩み始める。つまり、指導と放任の関係といった教育の問題が、現象学と弁証法を結びつけた彼独自の方法で研究され始めたのである。

第3章は「人間観と教育(1)」である。ここでは「自我」の構造が現象学的に分析される。つまり、人間の心身関係、身体と空間、時間の関係、また自他関係等がリットに於いて対話的な弁証法として捉えられていることが明らかにされる。他者を理解することは自己を理解することでもあるのである。

第4章「人間観と教育(2)」。ここでは、自己を他者との関係で、さらに詳しく考察することになる。他者との依存関係と自由が考察され、特に、人間存在の両義性、つまりたとえば、どのように自己決定しようとも、常に「負い目」を背負わねばならない、両義的な事態が論じられる。

第5章「出会いと教育」では教育者、被教育者と現実との3項的な弁証法が問題とされる。つまり、教育される者は自然的、歴史的、文化的な現実を習得しつつ、教育者を媒介として自己生成して行くのである。しかも、その際、現実もまた、この媒介過程により変化を被るのであり、且つまた、出会いは、単に受動的に出会われるばかりでなく、能動的、選択的にもなされる、というリットの考え方が明らかにされる。

第6章は「自己認識と教育」である。リットによれば、自己認識は変化それ自体であり、自己生成という出来事である。自己認識をしつつ人間は自己形成して行くのである。教育の観点からいえば、こういった自己認識を基にして「教育評価」を行わなければならない、とリットは考えるのである。あるいは、教育目標についていえば、自らを個別化するためにこそ他者認識や、自己認識が行わなければならない、ということになる。

第7章「自然科学 — 科学技術 — 産業社会と教育」ではリットの現代社会批判が問題になる。現代社会は産業社会であり。科学・技術が極度にまで進歩してしまっているが、そういった客観的「事象的」な論理と、ロマン主義的な「人間」の論理の二律背反を克服するためには、究極的な根底にまで自己探求を進めなければならない、とリットは考える。そのことによって人間の自己疎外を解決する以外に道はない、とされるのである。というより、問題は「疎外」ではなく人間精神の「外化・対象化」なのであり、疎外はあくまでも人間の側の問題なのである。事態を反省して意識化する、つまり「弁証法的に止揚」する必要があるのである。

第8章は「民主主義と政治教育」である。リットにとって人間の生、人間存在そのものは教育や政治と不可分である。政治は人間を外的に保証するものであるばかりではなく、人間の精神活動そのものであり、自己形成と深く関係するのである。

政治は教育に、しばしば不当に干渉する。人間は過ちを犯すものではあるが、人間存在が依拠すべきは、結局、民主主義しかなく、民主主義社会で、教育そのものが政治教育的性格をそなえなければならない、とリットは考える。

第9章は結論である。著者はここで、全体の議論をもう一度整理し、その特徴を漸くして述べている。

## 論文審査結果の要旨

著者は本論文によって先行研究者たちによって指摘されたリットの弁証法の特徴を先ず確認した。すなわち、リットの場合、初めに弁証法の哲学的基礎付けがあって、その上で、その弁証法が哲学や教育学の問題に適用されるのではなく、むしろ、教育学的な問題の研究から弁証法が導き出され、哲学的に基礎付けられた、ということである。

そのような性質上、彼の弁証法は2つの事柄の間で成立する「2極的」弁証法ではなく、「多項的、多層的」弁証法である。

教育学的な問題についてのリットの弁証法は、既にクラブキーによって次の7つの点を指摘されている。すなわち、第1に、理論と実践の弁証法であり、第2に、人間の形成過程での3項的弁証法であること。たとえば、教育者と被教育者の他に自然的、歴史的、文化的現実を考える弁証法である点。第3に、意識、または反省が自己を高める際の弁証法であること、たとえば、二律背反を反省することによって自己疎外が克服されるとする弁証法である、ということ。第4は、思惟による「止揚」が具体的で実践的な解決を目指している、ということ。第5に、人間はいかに弁証法的に高められた状態に達しても、人間存在の両義性や2面性は決して消えない、という考え方である。たとえば、自然状態や社会状態を止揚して倫理的な状態に高まっても人間の両義性は解消されない、というのである。第6にリットの弁証法は史的唯物論のそれとは異なっているということ。さらに第7にリットの弁証法は単純な命題によってではなく、様々な契機の交差によって成り立っている、ということである。

こういった先行研究の成果を十分に検討した上で、著者はこの論文で次の新しい解釈を提示した。

すなわち、リットは人間の有限性を認め、そこに留まろうとするが故に、人間の次元を超越した高所での「止揚」という考え方を取らず、有限な立場内での「対立」を鮮明にする「対立の弁証法」であること。その「対立」があるからこそ、対立者間の「対話」の可能性と契機に基づく「対話の弁証法」が唱えられたこと、である。

さらに、ヘーゲルの弁証法との関係でいえば、他者の媒介によって自己が歴史的に生成するという考え方、あるいは反省によって自己が高まる、という考え方の中にそれを認めることができる。しかしながら、同時に、リットは、ヘーゲルとは異なって、「対立」は決して「止揚」され尽くされ

ない、と考える。その上で、止揚されない対立が具体的で実践的な解決を要求する、と考える。その上で、止揚されない対立が具体的で実践的な解決を要求する、と考えられているのである。

こういったリット独自の弁証法は、彼自身の置かれた歴史的状況の中で、特殊な問題に触発されつつ、そこに普遍的な問題を見出す姿勢の中で形成されていったのである。

我が国の研究者では既に、1930年代から長田新などがリットを研究し始めていたが、リットが世を去ったのは1962年、比較的近年のことである。そのためもあって、杉谷雅文等の研究を除くと、リットの全作品を展望に収めた研究所が未だほとんど現れていない。こういった状況の下で、本論文は、リットの最晩年の作品まで広く読み込んだ包括的な研究である。

だが、未だ不十分な点もないとは言えない。リット自身非常に幅広い活躍をした哲学者、教育学者であり、たとえば、国家社会主義や共産主義、あるいは民主主義に関する彼の立場などはかなり微妙であって、そういった点を十分に検討し切れていない点、あるいは歴史意識を基にした公民教育に関する考え方が十分に検討されていない、といった問題点である。

しかしながら、日本のみならず、本国でも、未だに、ほとんどその全貌が知られていないリットの思想を、その根本から見直し、これまでのリット解釈を一步進めた点で、この論文は優れており、学会に寄与するところがきわめて大きく、博士（教育学）の学位論文として合格と認める。